

○八幡区

【本資料の作成にあたって（おことわり）】

本資料は、各地区で開催した説明会で皆様からいただいたご意見・ご質問と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

公表にあたりましては、説明会当日の市の回答の中で「説明が不十分であった点」や「分かりにくかった点」について反省を踏まえ、皆様により正確に、分かりやすく市の見解や事実関係をお伝えできるよう、改めて内容を整理し、加筆・修正を行っております。あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

1) 場所について（計11件）

Q1：なぜ浄化センター跡地が第1候補地になったのか？他に候補地はあったのか？市庁舎の空き地や、名張市全体で立候補を募るべきではないか？（7件）

A1：本事業の早期着手及び円滑な推進を図るため、新たな用地取得に伴う期間を要さない公有地を候補地として選定することを前提に検討を行いました。候補地の選定に当たっては、伊賀市、名張市、笠置町及び南山城村ごみ処理広域化検討協議会に設置された適地選定委員会の答申内容を踏まえた評価、迅速な事業実施の実現、有効な跡地活用、十分な敷地面積を有している場所での多面的な価値創出の可能性の観点から総合的に評価し、伊賀南部浄化センター跡地を建設候補地の1つとして選定しました。

なお、市庁舎敷地等は面積不足や法令の制約により建設が困難です。また、施設の操業期限（令和16年3月）が迫る中、市内全域でゼロから立候補を募ることは時間的に非常に厳しく、適地とされた当地域にてまずは協議をお願いしたいと考えております。

Q2：将来的に民間事業者が周辺の土地を買収して、事業（施設規模）を拡張する可能性はないか？止められるのか？（3件）

A2：勝手に拡張される可能性はなく、市が確実に止めることができます。

本事業を運営するSPC（特別目的会社）は、協定で定めた焼却施設の運営と地域の振興策を実施することのみを目的とする組織です。新たな施設の拡張などは目的外の事業となるため実施できません。

また、市、地域及び事業者で、施設の運用や公害監視等に関する協定を結び、市とともに施設の監視を行っていきます。処理するごみの種類・範囲・処理量などは、この協定によって決定された範囲内に限定され、民間の経営判断で変更することはできない仕組みとなります。

したがって、民間事業者が独自の経営判断で周辺の土地を買収し、勝手に施設規模を拡張したり処理量を増やしたりすることは一切できない仕組みとなっています。

Q3：この計画が無くなった場合、浄化センター跡地は更地になるのか？（1件）

A3：本構想が実現しなかった場合でも、伊賀南部浄化センターは、令和8年度から9年度にかけて、解体を行い、更地にさせていただきます。

2) 施設について（計13件）

Q4：SPC（特別目的会社）への市の出資割合や人員配置はどうなるのか？市に専門知識を持つ職員がいない（異動する）中で、民間へ丸投げにならず安全に運営・監視できるのか？（8件）

A4：SPCに対し、市は100万円程度の出資を予定しています。少額であっても出資することで、事業を完全に民間へ委ねるのではなく、SPCの運営に内部から参画し、自治体としての処理責任を果たす体制を構築します。SPCの経営方針や出資割合の変更に対して市が大きな発言権を持つ仕組みにしたいと考えており、市の許可なく利益優先の経営に走ることはシステム上不可能です。

職員を常駐するかは未定ですが、出資者としての権利に基づき、自由に施設に立ち入りし、施設の運営状況を確認します。市には専門性のある職員を廃棄物処理担当部局に配置し、その職員を中心に組織的に状況把握し、監督官庁である三重県の担当者とも連携します。

さらに、定期的な「モニタリング会議」を通じて法令順守や地域との約束が守られているかを厳格に確認するとともに、監督官庁である三重県とも密に連携し、安全な運営を担保します。

Q 5 : 企業の選定基準はどうか？大手企業も参加できるよう門戸を狭めない形で行うのか？（3 件）

A 5 : 選定にあたっては、価格だけでなく、安全性、環境への配慮、地域貢献度などを総合的に評価する「公募型プロポーザル方式」を採用します。特定の企業に有利にならないよう、十分な実績と技術力を持つ複数の優良企業が参加できる公平で透明性の高い基準を設定します。

Q 6 : 運営が厳しくなり事業者が撤退した場合、すぐに別の業者を連れてくることはできるのか？（1 件）

A 6 : 事業者の撤退によりごみ処理が滞ることがないように、市は第一に、未然の防止策として、市はSPC（特別目的会社）に出資して経営情報を把握します。また、「モニタリング会議」を通じて事業者が極端なリスクを取っていないか経営状況を厳しく監視します。

第二に、万が一経営が厳しくなった事態に備え、あらかじめ市と事業者で締結する「実施協定」の中で、事業継続が困難になった際の措置（市の介入権や代替事業者への確実な引き継ぎの義務など）を明確に定めておきます。

これにより、いかなる事態でも市民生活に直結するごみ処理サービスを決してストップさせない仕組みを構築します。

Q 7 : 地域振興拠点整備事業（こもはらネクサスパーク）の整備資金は、全て民間持ちなのか、市持ちなのか？（1 件）

A 7 : 廃棄物処理施設をコアの事業として、その波及効果を狙っての地域振興拠点整備事業（こもはらネクサスパーク）となります。どの程度それが見込めるのか、事業者との交渉でその範囲が決まると考えていますので、現段階では、具体的な事業規模や予算規模は想定出来ておりません。

それが明らかにできた段階で地域として事業の賛否を判断いただければと思っております。

3) 焼却するごみについて（計 7 件）

Q 8 : 名張市のごみ 5 5 トンに対し、1 4 5 トンもの市外の一般廃棄物や産業廃棄物を受け入れるのはなぜか？ごみは減っていく中で継続経営できるのか？（2 件）

A 8 : 民間事業者が初期投資を回収し利益を出すためには「日量 2 0 0 トン」の処理規模が不可欠です。そのため、名張市のごみ以外に一般・産業廃棄物を受け入れ、安定的に 2 0 0 トンを確保する必要があります。将来的にごみが減少する中での継続経営についても、事前の市場調査（ヒアリング）において、この規模であれば利益を回収し、事業に参入・継続できる民間事業者が存在することを確認済みです。

Q 9 : 市外からの一般廃棄物や産業廃棄物は、受け入れるエリア次第で搬入車両の増加につながるのか。（2 件）

A 9 : 施設には受入可能容量に上限があるため、仮に受入エリアが拡大したとしても、一定の量をまとめて輸送・搬入する効率的な手法により、搬入車両が無制限に増加する心配はありません。

Q 1 0 : 生ごみなど資源循環できるものを燃やす考え方は勿体ない。ごみ減量という市の命題と相反するのではないか？（2件）

A 1 0 : 資源循環やごみの減量化は市の重要な命題であり、引き続き推進します。生ごみについても、堆肥化による減量及び資源循環の考えにより、生ごみ減量作戦の取組を進めています。

Q 1 1 : 浄化センター跡地に施設ができた場合、住民による直接の「ごみ持ち込み」はどこにする想定か？（1件）

A 1 1 : 新施設稼働後の住民の皆様からの直接搬入の受け入れ方法や場所については、市民の利便性を損なわないよう、今後の重要な検討課題として早急に調整し、お示しいたします。

4) 環境対策について（計8件）

Q 1 2 : 過去に他市でダイオキシン問題や改ざんがあった。新しい技術と言われても信用できず、有害物質が出るのではないか？北風が吹けば人家へ影響が出るのではないか？（5件）

A 1 2 : 施設から排出される物質については、国の厳しい基準をさらに下回る独自の「環境保全目標」を設定し、周辺への影響を極力抑えます。

過去のデータ改ざん等の事例を重く受け止め、本施設では事業者任せにしません。煙突に連続自動測定装置を取り付けますが、この測定装置の設置と測定自体を「市の役割」として市が直接行います。さらに定期的に第三者機関の検査も導入し、データ改ざんを防ぐ仕組みを構築します。

排ガスの数値はホームページでリアルタイムに公開し、ダイオキシン類も毎月測定・公開するとともに、周辺地域での測定、データの公開も行うことで、周辺住民の皆様が常に安全を確認できる透明性の高い監視体制を徹底します。

Q 1 3 : 三木市の施設は人家からどのくらい離れているのか？また、風評被害があった場合、市でお米を買ってくる等の補償はあるのか？（2件）

A 1 3 : 三木市の事例（三木バイオマスファクトリー）では、施設から最寄りの人家まで約100m程度離れております。

また、万が一、本施設が原因で農作物等への風評被害が生じた場合の補償制度については、市と事業者により協議します。

Q 1 4 : ごみ収集車は1日何台程度来る想定か？収集業者が無制限に増え、通学路などが危険になるのではないか？（1件）

A 1 4 : 1日当たりの想定台数は、中型車（4トン程度）48台、大型車（10トン程度）22台の計70台を想定しています。なお本事業での通勤車両台数は想定出来ていませんが、事業者選定後には想定していきます。

搬入車両の通行可能時間は、午前9時から午後5時までとします。夜間深夜の通行はありません。また土日は通行時間の縮減が可能と考えています。

周辺地域への影響ですが、令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によりますと、上笠間八幡名張線で午前9時から午後5時までの通行量が上り397台、下り416台の結果です。また山添桔梗が丘線では、上り458台、下り344台となっています（いずれも旧伊賀南部浄化センター前の交差点での計測）。

経路を2路線で運行した場合は、10%増の通行量になりますが、現在の通行量は比較的少ないですし、午前8時まで、午後5時からの比較的通行量の多い通勤時間帯は通行しませんので、渋滞を引き起こす

心配はないと想定しています。

なお、通学時間帯、特に下校時については、監視員の配置など安全対策を行います。

5) 地域との関わりについて (計 16 件)

Q 15 : 一部の役員が住民に内密に視察に行き、地域づくり委員会の会長が「承認する」と発言したことに恐怖を覚える。事前の説明もなくオープンでない。今後は振興協議会 (8 地区の区長) を窓口として進めるべきではないか? (11 件)

A 15 : 今回の構想のご説明に至るまでの進め方において、住民の皆様への事前の十分な情報提供が不足し、結果として不信感を招きましたことは真摯に受け止めお詫び申し上げます。今後の合意形成の窓口につきましては、各地区の区長様など地域の代表者様で構成される公式な協議の場を改めて市と地域で協議して設定させていただき、地域の総意を丁寧に伺いしていく体制へと再構築いたします。

Q 16 : 浄化センター延長時の道路整備等 (夏秋八幡線や薦生橋など) の約束が守られておらず、謝罪もない。市の姿勢は不誠実であり信用できない。(3 件)

A 16 : 過去の道路整備等のお約束が長年にわたり実現できていないことについて、多大なるご不信感を招きましたことを深くお詫び申し上げます。過去の約束の現在の進捗状況と、今後の具体的な見通しについて改めて整理し、責任をもって皆様にご報告いたします。

Q 17 : 1 地区でも反対した場合、本構想案は中止して別の候補地になると以前確認したが、それで間違いないか? (1 件)

A 17 : 本構想を進めるにあたっては、地域からの「一致したご理解 (承認)」が不可欠であると認識しております。皆様にご納得いただけるよう誠意をもって説明を尽くしてまいります。事業実施協定の段階で地域の承認が得られないまま、市が一方的に事業を強行することは決してございません。

Q 18 : この計画は、地域ビジョン「安らぎのふるさと薦原」に似合わないのではないかと? (1 件)

A 18 : 薦原地域の地域ビジョンである「安らぎのふるさと薦原」という将来像は承知しております。本計画が単なるごみ処理施設にとどまらず、エネルギーの地域還元や防災拠点の整備などを通じて、地域のビジョンと共生・貢献できるものとなるよう慎重に検討してまいります。

6) その他 (計 3 件)

Q 19 : これだけのノウハウが詰まったこの計画 (事業構想案) は、誰が作ったのか? (1 件)

A 19 : 本計画は、サウンディング (民間市場調査) を実施して民間企業から「事業として十分に成立する」という提案の可能性を確認した上で、名張市が事業構想案として取りまとめたものです。

Q 20 : 先進地視察は、誰とどこに行ったのか? 先進事例の周辺住民がどう考えているかも確認してほしい。(2 件)

A 20 : 先進地視察につきましては、薦原地域振興協議会の役員様等と市職員が同行し、兵庫県三木市の稼働施設 (三木バイオマスファクトリー) を視察いたしました。
他市での周辺住民の皆様への受け止め方等の状況につきましても、今後の参考情報として確認・整理し、皆様にお伝えできるよう努めてまいります。